

経済農政局希望型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済農政局が発注する業務において、より透明性・競争性を高め、公正な競争を確保するため、業務ごとに、事前に入札参加の希望を募り、希望者の中から指名業者を選定する入札方式（以下「希望型指名競争入札」という。）を実施するに当たり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 希望型指名競争入札の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、別に定めるものとする。

(参加資格要件)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し、又は次のいずれかに該当する者は、希望型指名競争入札に参加することができない。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (5) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 対象業務の発注年度の前年度までの千葉市税を滞納している者
- (7) 千葉市入札参加資格者名簿に登録されていない者
- (8) 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める者

2 前項に定めるもののほか、対象業務の種類又は性質により次に掲げる資格要件を設けたときは、必要とされる当該資格を有する者でなければならない。

- (1) 対象業務と同種業務の履行実績
- (2) 技術者の配置
- (3) 前2号のほか対象業務ごとに市長が定めた要件

(参加資格要件の審査)

第4条 業務を担当する課（所）長（以下「担当課長」という。）は、前条の規定による

参加資格要件を、千葉市経済農政局入札参加資格等審査会に諮るものとする（ただし、予定価格1,000万円未満を除く。）。

- 2 予定価格が1,000万円未満の業務に係る参加資格要件は、施行決定により定める。

（対象業務の公表）

第5条 担当課長は、対象業務を業務発注表（様式第1号）により公表するものとする。

（入札参加申請の手続）

第6条 対象業務について、入札参加を希望する者は、希望型指名競争入札参加申請書（様式第2号。以下「入札参加申請書」という。）により申請しなければならない。

- 2 担当課長は、入札参加申請書の受付に際して必要があると認めたときは、関係書類の提出を求めることができる。

（入札参加申請の期間）

第7条 入札参加申請書の申込期間は、対象業務の公表を開始した日から公表の最終日までとする。

（業者選定等）

第8条 担当課長は、第6条の規定により入札参加申請書を受理したときは、指名の可否の審査をするものとする。

- 2 担当課長は、希望型指名競争入札における指名業者選定については、資格要件等を満たしている希望申込業者についてすべて指名するものとする。
- 3 担当課長は、希望申込業者が2者未満の場合は、指名競争入札に切替えるものとする。ただし、すでに決定した参加資格要件等は、変更することができない。

（審査結果の通知等）

第9条 担当課長は、前条の審査結果について、指名することとした者に対しては、入札通知者（様式第3号）により、指名しないこととした者に対しては、非指名通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

- 2 前項の非指名通知書を受けた者は、非指名の理由について、当該通知があった日から3日以内に、書面により説明を求めることができる。
- 3 担当課長は、前項による請求があった場合は、回答通知書（様式第5号）により回答しなければならない。

（入札結果の公表）

第10条 担当課長は、入札結果を公表するものとする。

（決裁区分等）

第11条 第8条に規定する指名業者の審査及び第9条に規定する審査結果の通知等に係る決裁の区分は、次のとおりとする。ただし、競輪事業特別会計における、競輪事業開催費については、公営事業事務所長の決裁とする。

対象業務の予定価格	決 裁 区 分
1, 0 0 0 万円未満	担当課長
3, 0 0 0 万円未満	所管部長
3, 0 0 0 万円以上	経済農政局長

2 担当課長は、第4条及び第8条の決裁を行うときは、千葉市予算会計規則第2条に定める経理主任の回議を得るものとする。

(補足)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済農政局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月15日から施行し、平成21年度予算の執行に係る業務委託から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。